

高山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の概要について

1. 経緯

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和5年5月に成立し、会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったことから、本市においても勤勉手当の支給を行うこととするもの

2. 改正内容

勤勉手当を支給（第15条の2及び第27条の2）

支給月数は一般職員と同じ2.05月分（6月期1.025月、12月期1.025月）とする。

【改正前】

区 分		期末手当	勤勉手当	合計
会計年度任用職員	6月期	1.225月	支給なし	1.225月
	12月期	1.225月	支給なし	1.225月
	計	2.450月	支給なし	2.450月

【改正後】

区 分		期末手当	勤勉手当	合計
会計年度任用職員	6月期	1.225月	1.025月	2.250月
	12月期	1.225月	1.025月	2.250月
	計	2.450月	2.050月	4.500月

【参考】（令和6年度）

区 分		期末手当	勤勉手当	合計
一般職員 （管理職職員を除く）	6月期	1.225月	1.025月	2.250月
	12月期	1.225月	1.025月	2.250月
	計	2.450月	2.050月	4.500月

3. 支給対象者

- (1) 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員
- (2) 任期の定めが6月以上かつ正規の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員

4. 施行期日

令和6年4月1日